

◇大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 1 令和7年10月から同年12月までの各月分の水道料金のうち基本料金に係る料金を徴収しないことにしました。
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することにしました。

(水道局総務部企画課)